

「避難所運営等防災対策に係る政策提言書」回答

①防災・減災意識の高揚及び避難行動

市民全体の防災・減災意識、また、災害時の危機管理意識の醸成が十分図られていない。併せて、災害時に市民自らが避難出来るような判断力も求められているが、十分ではないと思われる。

- ・ハザードマップの計画的見直しと更新・情報提供を早急に行う。
- ・実践を意識した質の高い防災訓練を継続的に実施する。
- ・市民に対して、避難ルールについて徹底した周知方法の確認を行う。
- ・行政無線の難聴地域を解消するため、代替策も含めた対応策を検討すること。

【回答】

- ・ 現在分かっている全ての危険箇所（土砂災害（特別）警戒区域、河川の浸水想定区域、ため池の浸水想定区域）については、令和2年度までにハザードマップを作成し、全戸配布等の市民向けの周知を行っています。また、岐阜県から追加で危険箇所が示され次第、今後もハザードマップの更新と情報提供を行ってまいります。

- ・ 各自主防災会が訓練計画書の立案から参画することで、地域住民の防災意識の向上と自主防災組織育成を目的として、毎年、自主防災会が主体となり防災訓練が行われています。しかしながら、近年、豪雨災害が頻発化・激甚化しており、豪雨が予想される際や避難情報が発令された際の行動は、予備知識が必要となるため、次のような取組みを防災訓練で継続的に実施してまいります。

①ハザードマップ等で自宅や周辺が危険箇所なのか事前に確認する。

※自宅避難が可能か、他に気の休まる避難先がないか検討する。

②令和2年度より毎年作成し、配布している「家庭の防災訓練」冊子を活用し、避難先や備蓄品などについて各家庭で家族会議を行い、豪雨時や災害発生時の行動についての理解を深める。

③各自主防災会で、避難行動要支援者への支援訓練、避難所の開設運営訓練、災害時の安否確認訓練などを実施する。

また、今後も自助・共助を基本とした地域の防災力向上につながる訓練内容を検討し、質の高い防災訓練が継続的に実施できるよう取り組んでまいります。

- ・ 避難ルールについては、上記の「家庭の防災訓練」冊子を活用した家族会議のなかで確認するよう、今後も周知に努めてまいります。
- ・ 防災行政無線の屋外スピーカーは、性質上地形や天候の影響を受けやすく、本市のように市域が広く周囲を山で囲まれている地形では、聴き取りにくい地域も点在しており、屋外スピーカーの増設や、音量を上げるなどの対策を行っても音声的反響し、より聞き取りにくくなる場合があります。

また、戸別受信機の貸与事業を行っていますが、設置に係る費用が高額であるため設置に至らないケースや、屋内では電波が受信できない、あるいは、受信しづらい地域や世帯が存在しています。

そのため、防災行政無線は情報伝達の1手段として運用し、テレビのデータ放送やインターネットを使用した多様な手段での情報配信を行っており、市民自らが積極的に情報を取りにいていただくようお願いするとともに、他市の事例を参考に、インターネットを活用した他の手段での情報配信について、今後も検討してまいります。

②各種マニュアルの策定

地域の実情にあった避難所開設・運営マニュアル、要支援者個別避難計画、食糧品・水・生活物資配給マニュアル等の早期策定が重要である。

- ・各種マニュアルの策定については、地域で策定すべきものは、行政が積極的に策定に参画し、年次ごとの策定目標件数を定め、一刻も早い全地区策定を実現する。

【回答】

・避難所開設・運営マニュアル

議会と市民の対話集会でも意見がありましたように「避難所の運営は行政がやるべき」など地域の理解が得られない避難所もありますが、引き続き、作成の主体となる自主防災会、区長にご理解をいただき、マニュアル作成を進めてまいります。市議会からも地域への働きかけをお願いいたします。

・要支援者個別避難計画

個別避難計画の作成が必要となる避難行動要支援者名簿については、令和5年4月に本人同意を不要とする条例制定を行ったことにあわせて、全名簿掲載者に制度の周知と個別避難計画作成の必要性などを個別にお知らせいたします。

また、本人の作成同意が必要な計画であるため、しっかりと本人及び支援者となる地域に対し制度説明し、支援者となる地域には取組みの推進を促してまいります。

・食糧品・水・生活物資配給マニュアル

大規模災害時に被災者へ迅速かつ安定的に物資が供給できるよう、救援物資等への対応や集積・荷捌き・配送などを定めた「岐阜県災害時広域受援計画」や「岐阜県広域物資輸送拠点物資集積・輸送マニュアル」をもとに「中津川市災害時受援計画」を定め、市内事業所の協力のもと物資供給を計画しています。

また、岐阜県とともに毎年、物資輸送訓練を実施しています。

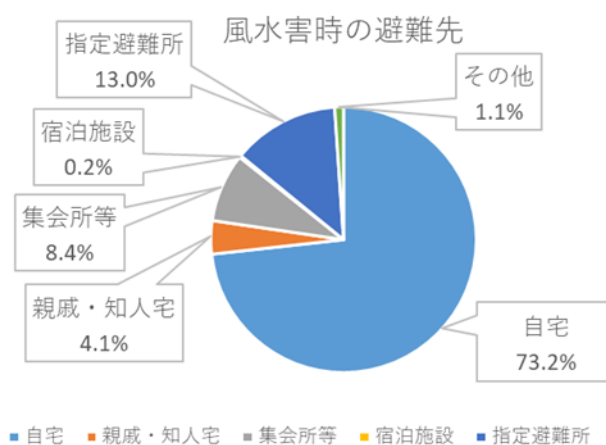
③避難所の長期運営に対する配慮

避難所生活が長期になった場合、当然のように精神的、身体的苦痛が心配される。それらに対して十分ケア出来るよう行政として配慮しなければならない。

- ・指定避難所と自主避難所（地域の集会所）の役割の明確化と機能充実を図り「地域避難所認定制度」の有効活用を強力に推進する。
- ・避難所生活を送る上で、各種の課題をきめ細かく検証し、災害時には速やかに実施する。
- ・災害関連死、栄養失調、セクハラ、性犯罪、授乳対策等女性への配慮、要支援者（障がい者、高齢者、子ども等）に対するリスクを事前に把握し、その対応策についてもしっかりと組み立てておくこと。
- ・将来のまちづくりの中で、各都市に見られるような防災都市公園の建設についても検討すべきである。

【回答】

- ・ 支援物資は指定避難所を起点として配布されるなどの違いはありますが、避難所としては、規模感を除いて、指定避難所と地域避難施設（地域の集会所等）との違いはありません。しかし、家庭の防災訓練の集計結果から分かるように、地域住民は、身近な避難先を希望される傾向がありますので、地域避難施設認定制度の推進を図るとともに、指定避難所の生活環境の向上に資するよう資機材配備を進め、地域避難施設に対しては、補助金による支援を継続してまいります。



令和4年度 総合防災訓練

「家庭の防災訓練」結果より

- ・ 避難所生活における各種課題やその対策については、「避難所開設・運営マニュアル（ひな形）」（市公式ホームページにて掲載）にて整理済みです。課題はそれぞれの避難所でまちまちですので、各避難所運営委員会内で相談を行いながら対処していくこととしています。

ただし、現在のところ、その避難所固有の課題と対策まで検討を行い対応している避難所運営委員会はありませんが、今後は研修等の実施を検討してまいります。

- ・ 中心市街地では大規模火災や地震から身を守る空き地や広場が少ないことから、避難者の生命を保護する避難地として防災公園を整備しています。これにより、災害時の飲料水確保、太陽光発電による電源確保の機能を持たせてあります。（例：にぎわい広場、えび

す公園)

ただし、避難所や物資拠点などの他の機能を持たせることは、屋根や施設がないことから別に用意することを想定しています。

④人材確保

防災士を含めた地域防災リーダーの更なる育成が重要である。

- ・ 防災士については、継続的に人数を増やし、各行政区に最低1人ないし2人は配属されるよう対策を講じること。また、防災士等を対象にスキルアップを図る対策を進め、防災士等の各行政区における位置づけも明確にすること。
- ・ 避難所運営・支援のエキスパートともいえる人材育成を早急に推進すること。

【回答】

- ・ 地域の自主防災力を高めるため、市民が地域で活躍できる「地域防災リーダー(防災士)」が必要との認識のもと、「各自主防災会に防災士を一人以上」という目標で、地域防災リーダー育成事業を毎年行っており、これまで527名の防災士が誕生しています。
また、毎年スキルアップ研修を行っており、引き続き、地域防災リーダーの養成に努めるとともに、避難所運営や要配慮者支援、地域の防災計画作成など様々な研修を検討し、人材育成に取り組んでまいります。
- ・ 防災士が地域に入り込めていないところもあるという現状を踏まえ、令和4年度からは、自主防災会に、活用・活躍の場を提供していただくよう依頼し、地域において検討されつつある状況です。

⑤ICTの活用

防災に関連する有効なアプリ等も多く存在しているが、当市においてはその活用がなされていないので早急に導入すべきである。

- ・ 災害時の周知方法、避難所の鍵の管理、避難所開設情報、避難所への安全な経路情報、避難所における避難民情報等、ICTを活用した対策が当市では取られていないので早急に検討し、当市の実情にあった使いやすく有効なアプリ等を早急に導入すべきである。

【回答】

- ・ 他の自治体が導入している防災アプリは、避難情報等をプッシュ通知で携帯電話等の受信端末へ届ける防災行政無線の代替え、または補助が中心となっているものです。防災機能だけのアプリは、ダウンロード数が少なく費用対効果が少ないため、今後、他自治体の導入動向を参考に検討してまいります。